主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山中順雅の上告趣意中、判例違反をいう点は、引用の判例は事案を異にして本件に適切でなく、その余は事実誤認の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

なお、原判示の如く、被告人が、住宅・店舗の密集地域において、路上の車から A 重油を店舗内に給油するに際し、店舗外壁に設けられた給油口を開弁せずにコンプレツサーを作動させたため、給油口に連結したビニールホースが裂け、ニリットル程度のA 重油が霧状となつて飛散し、たまたま店舗内にあつた燃焼中の暖房用ストーブに降りかかり、その火が引火し、店舗等が火災により焼燬したという場合において、右給油作業の過誤が近隣に存することあるべき火気と相まつて火災を惹起することにつき、予見可能性があつたとした原判決の判断は相当である。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和五七年一一月八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	木	下	忠	良
裁判官	鹽	野	宜	慶
裁判官	宮	崎	梧	_
裁判官	大	橋		進
裁判官	牧		圭	次